

研究ノート

反トラスト法制定の経緯[†]

太田 耕史郎

(受付 2001年4月19日)

「Matthew Josephsonはかつて〔19世紀〕の実業界の大だて者を「盗賊貴族」(Robber Barons)と呼んだ。事実、彼らは中世の略奪的な領主達といろんな点で似通っていた」(Heilbroner, R. H. [1993] *The Making of Economic Society*, 9th ed., Prentice-Hall, p. 105)。

1. はじめに

本ノートは米国反トラスト法が制定される経緯をまとめるもので、読者の反トラスト法の意義や内容の理解に役立つ、または反トラスト法に対する関心を高めることを期待している。まず、次の第2節で南北戦争後の米国経済の変容について述べる。これを踏まえて、第3節で19世紀後半から20世紀初頭の大企業、特に Standard Oil、が採用した過度な競争を回避する取引制限行為を概観し、第4節で Standard Oil の経済（学）的な功罪を表面的に分類し、最後に第5節で大衆の反感と反トラスト立法について述べる。ただし、本ノートでは制定された反トラスト法の明示的な論評は行わない。なお、連邦反トラスト法以前には英国から継承したコモン・ロー (common law)¹⁾、そして18世紀後半以降からは州法に依拠した対処がなされており、決して自由放任 (laissez-faire) でなかったこと、また反トラストの「トラスト」とは狭義のそれではなく、大規模な企業結合や大企業を意味することを予め述べて置く。

2. 南北戦争後の米国経済の変容

19世紀の米国では技術革新が相次ぎ、鉄道・運河、電信・電話の敷設が前者は政府の経済支援を受けながら急速に進められた。これらは迅速かつ大量生産を要求した南北戦争 (Civil War; 1861–5年) 以降に全米規模の大市場を形成させ、また資本市場の発達や株式会社 (corporation) の設立を容易にする州の一般会社法 (general incorporation law) の普及もあり²⁾、

† 引用個所は用語の統一のため、しばしば表現や表記を変更している。

- 1) コモン・ローについて、Jones [1921] は「慣習法 (unwritten law) の1つの体系 [であり]、……その源泉は人々の usage, habit, manner や custom に見出される」(p. 300) と説明している。
- 2) 「1850年以前においては、営利会社は連邦議会または州議会の特別決議によって設立するのが一般的慣習であった」(Kintner [1964], 邦訳, p. 9)。また、「株式会社は、主として銀行の設立、有

従来の手工業から大企業体制への移行を可能とした³⁾。そして、金融、競争や販売の戦略に関心を抱く新たな企業家が登場し、米国は未曾有の経済成長を記録することとなった。期間が長くなり過ぎるが、Jenks and Clark [1917] は「13の主要工業系列の中で、平均的な製造工場は1850—1910年の60年間にその資本を39倍以上、賃金労働者数を約7倍、生産高を19倍以上、増大させた」(p. 17)と算定している。また、マクロ・レベルでは「1850年から1900年の間に人口は3倍となり、農産物もほとんど3倍近くになったが、工業製品の価額は11倍に増加」(Faulkner [1959], 邦訳, p. 514)している。

しかし、当時の米国経済は度重なる景気後退を経験した。そして、その都度過剰生産能力が顕在化したが、大量生産体制に伴う多額の固定費用が生産縮小の足枷となり、企業は破壊的競争 (cut-throat or destructive competition) にのめり込んで行った。例えば、「1870年代の初期の鉄道〔(固定費用が平均して総費用の2/3に及んでいた)〕のはげしい運賃競争は、競争区間の運賃や料金を輸送費以下に押し下げた。〔競争が極めて熾烈であった〕精糖業では……約40の精糖業者のうちの18業者が倒産し〔た〕」(Faulkner [1959], 邦訳, p. 550)。そこで、企業家は容赦のない競争からの救済策を探求することになるのである。

3. 企業の取引制限的共同行為——プール、トラストと持株会社——

(1) プール (pool) またはプール協定 (pooling agreement)

最初の対策は1870年代初めに鉄道で導入され、80年代までに広く普及したプールと呼ばれるカルテルの結成である。カルテルの最も一般的な形態は構成企業の協議により全体の生産量を配分するもので (output pool), 割当を超過した企業には罰金が課された。鉄道では通常の市場分割 (field or market pool) に加えて、複数の競合する路線 (事業者) が存在する場合にはそのために特定の荷主とそれら路線間で貨物を配分する協定も結ばれた。そして、荷主には見返りに割引 (discount) や割戻 (rebate) が適用されたが、これは公表運賃の50%にも及んだと推定されている (第4節で再述)。同様に、鉄道パイプでは全米を reserve city, free territory と pay territory に分類し、reserve city を特定企業に委ねる一方で、pay territory については代表者が価格を設定し、最も高い割戻 (bonus) を提示した企業が契約を受け、

→ 料道路や鉄道の建設、もしくは公共の利益のために必要ななんらかの計画のために用いられた」(Faulkner [1959], 邦訳, p. 552)。なお、Faulkner [1959] には Lewis Haney の株式会社の定義、つまり「その構成員の私的利害のために結成された任意の自主的な団体であり、それは強制的統一性をもって行動し、なんらかの公共の利益の達成のために州によって認可されたものである」が紹介されている。

3) 鉄道は最初の完全に私的で、かつ大規模な企業として新たな企業組織を編成すると共に、鉄道建設とそのための資金調達を通じて建設業と金融業 (債券市場) の発展にも多大な影響を及ぼしている。詳しくは、Chandler [1977], ch. 3 を参照のこと。

割戻はpay territory全体への出荷を基準に構成企業間で分配されていた（auction pool）。この他、煙草や電燈では協定維持のために特許の共同使用が実施されていた（patent pool）⁴⁾。

しかし、プールはそもそもその結び付きが緩やかで、協定を強制する能力に欠けた。さらに、プールは価格を高水準に維持し、また（再）結成に際して割当を以前の生産量や生産能力に依拠したために、企業に生産拡大誘因が強く作用した。そのため、鉄道では「どのように入念に苦心してカルテルをつくっても、しょせん競争を統制することはできないという点で、一致した見解」が形成され（Chandler [1977]、邦訳、p. 244）⁵⁾、Standard Oil の John D. Rockefeller は National Refiners Association、および同協会と Oil Producers' Union の協定の失敗からプールを“ropes of sand”と評価し、競争企業の買収を継続させた（第4節で再述）。

(2) トラスト (trust)

Standard Oil of Ohio は買収により多くの精油所とパイプラインを傘下に収めていたが、1つは「これらの事業を合理化し、指針を示し、効率化を進める」ために、もう1つは「Pennsylvania 州政府が州内の〔同社〕の資産に課税しようとした」ため、これを免れるために、1882年にトラスト形態に改組した（Chernow [1998]、邦訳、上、p. 399）。そこでは州毎に設立された構成企業の株主がその持株を受託理事会（board of trustee; Rockefeller を筆頭に、9名の理事で構成された）に預託し、実質的な経営権を委譲する代わりに、株価分の信託証書（certificate）が発行され、全体の利潤が信託証書に応じて分配された（それゆえ工場の操業・閉鎖は株主にとって無差別となるが、これは次節で述べる工場の整理・統合の重要な要因となる）。Standard Oil Trust の受託理事会は Standard Oil of Ohio を始め、その多くが結合体である40の企業の経営権を掌握したが（付表1）、これらの市場シェアは製油・パイプラインで90%に達していた。Standard Oil Trust の成功を受け、1884年に American Cotton Oil Trust が、1887年に Distillers and Cattle Feeders' Trust, Sugar Refineries Company, National Lead Trust が相次いで設立されている。

しかし、取引制限や独占化を違法とするコモン・ローに則り⁶⁾、1890年の North River Sugar Refining の有罪判決（*The People of the State of New York v. North River Sugar Refining Co.*）に次いで、1892年に Standard Oil Trust も構成企業の経営権の移譲が州の設

4) プールは評者により様々なタイプに分類されている。Jones [1921], ch. 2, 川添 [1949], ch. 2 を参照のこと。

5) 一部の鉄道関係者はプールの法制化を模索したが、逆に1887年州際通商法（Interstate Commerce Act）により非合法化されている。なお、後に、事業者協会による運賃設定が Sherman 法違反と裁定されている（U.S. v. Trans-Missouri Freight Association, 1897）。鋳鉄パイプのプールについても同様である（Addyston Pipe and Steel Co. v. U.S., 1899）。

6) 米国ではコモン・ローの下で「企業の販売と関連した合意は、その制約が性格上、合理的（reasonable）であるならば、必ずしも無効ではなかった」（Jones [1921], p. 301）。

立許可書（charter）に認可された権限を越越する（ultra virus）との理由で Ohio 州裁判所により違法と裁定され (*State v. Standard Oil Co.*), 20の構成会社に分割されている。

（3）新設合併（consolidation）と持株会社（holding company）

これに対して, New Jersey 州が1889年に一般会社法を修正し, 州内の株式会社が州内他社の株式を購入することを, 1893年には他州の株式会社の株式を購入することを認可した。それゆえ, West Virginia, Delaware, Maine などの諸州もこれに追随したが, とりわけ地の利がある New Jersey 州で新設合併と持株会社の設立が相次いだ。前者は1890年設立の American Tobacco Co. と翌年の American Sugar Refining Co. を嚆矢とし, 信託証書がすべての工場を所有する新設企業の株式と交換され, 受託理事会はこの新設企業の取締役会に代替された。これに対して, Standard Oil は後者の形態を採用した。つまり, 信託証書が20の存続企業の株式と交換された後に, Standard Oil of New Jersey (N. J.) が増資し, 株式の交換を通じて徐々に他の企業の経営権を獲得したのである。新設合併と同様, この持株会社も嘗ての理事に掌握されていた。

後述するように, 20世紀に入って Standard Oil of N. J. を含む幾つかの持株会社に対しても, 持株会社の形態自体が理由ではないが, 連邦反トラスト法に基づく違法判決が下されている。

4. Standard Oil の功罪

Standard Oil は19世紀後半から20世紀初頭に企業として比類のない成功を収めたが, これの経済的要因には功罪2面が挙げられている。前者にはしばしばRockefellerに帰される卓越した経営能力と洞察力⁷⁾, 具体的には①トラストの形成と関連した精油所の統合・新設や②鉄道用タンク車の開発による経済性の享受, ③その名称に見られる均一した品質の提供による信用の獲得などがある。簡単に補足すると, ①について, Standard Oil Trust は1882-5年に精油所の数を53から22に減少させる一方で, 製油の5分の2以上を3つの巨大な新設工場に集中させた⁸⁾。③については, 卸売業者は独立系製油業者の劣悪な灯油と混ぜることが多かつたので, Standard Oil は販売事業にも進出している（これには市場情報を正確かつ安価に入手

- 7) 例えば, 鉄道で名を馳せたJay Gouldは「John D. Rockefellerこそアメリカの経済史のなかで「建設的な組織を統轄する才能にもっとも恵まれた人物」だと断言し」(Chernow [1998], 邦訳, 上, p. 205), 鉄道王と呼ばれた William H. Vanderbilt は Standard Oil に関する1879年の“Hepburn Committee”において同社の経営陣を「あれほど賢明で有能な仕事相手はどこをさがしてもいない」(同, p. 379) と証言している。
- 8) Chandler [1977] は「著しく拡大された量産と, 綿密に計画された加工処理によって可能となった経済性のため, 製油 1 ガロンあたりの平均費用は1.5セントから0.5セントに低下したが, 大規模な新設精油所での費用はさらに低かった」(邦訳, p. 565) と評価している。

すると言う目的も指摘されている (Chandler [1977])。そして、恐らくはこれらを主因として、「1880年から1890年に掛け、製油価格は61%低下し、また生産量は4倍に増大している」(Hovenkamp [1999], p. 50)。他方で、後者には④構成企業・子会社間での市場分割の他に、⑤鉄道からの特別運賃 (Standard Oil には精油所を置く Cleveland が東部に通じる 2 つの鉄道と水路を持つと言う地の利があった) と⑥パイプラインの支配があり⁹⁾、またその過程で原油の購入や製油の販売における価格差別 (price discrimination) や略奪的価格設定 (predatory pricing)¹⁰⁾、他のパイプラインに収用権 (eminent domain) を与える立法の阻止などが指摘されている (Jones [1921])。⑤については、Rockefeller ら Standard Oil の関係者が参画し、1872年に設立された South Improvement Company (SIC) に言及せねばならない¹¹⁾。SIC の実体は 3 大鉄道会社と少数の製油業者の協定であり、構成製油業者に自らの原油・製油の輸送に対する割戻 (原油では最高50% ; 付表 2) のみでなく、競争企業の輸送に対する同額の割戻も実施された。そして、SIC の設立後、わずか 3 月で Standard Oil は Cleveland の 25 の独立製油業者の少なくとも 20 を買収したのである。ただし、SIC は「嵐のような反対をひき起こした」(Faulkner [1959], 邦訳, p. 563) ために、その時点で認可を取り消されている。

5. 大衆の反感と反トラスト立法

大衆は Standard Oil を始めとするトラストまたは大企業に対して「英國のコモン・ローの概念から受け継がれた……根づよい反感」、「國家の自然資源が無責任な少数の支配下におかれるであろうという危惧」(Faulkner [1959], 邦訳, p. 568) を抱き、さらにその活動を妨害された労働組合の「はげしい敵意」や「事業を妨害されていた中小企業から〔の〕支持」(Kintner [1964], 邦訳, p. 18) が加わった¹²⁾。そして、「1890年末になると、27の州や準州が、独占を阻止または破滅させることを目指した法律を制定していたし、さらに 15 の州がそ

-
- 9) 鉄道については、1870年代始めに中西部の諸州で規制法が制定され、さらに1887年には連邦で「合理的かつ非差別的」(reasonable and non-discriminatory) な運賃設定を要求する州際通商法が制定された。パイプラインは1906年 Hepburn 法により一般輸送業者 (common carrier) と認定され、同じく州際通商法の適用を受けることとなった。しかし、Jones [1921] は Standard Oil がこれらの制約を巧みに回避していたことを述べている (ch. V)。
 - 10) これについては、脚注 6 で触れた “Hepburn Committee” や 1903 年に設置された会社局 (Bureau of Corporations) などの報告書がある。ただし、McGee [1958] は証言記録を丹念に調査し、略奪的価格設定の事実を否定している。
 - 11) SIC は「取引をもとめていた鉄道によって組織されたものであった [が,] その 2,000 株のうち 900 株が、Rockefeller とその親密な仲間にによって所有されていた」(Faulkner [1959], 邦訳, p. 562)。
 - 12) これらに先駆けて、農民は鉄道の価格差別に対抗すべく 1867 年に農民救済組合 (Grange) を結成し、約 100 万 の組合員を擁して、州議会において脚注 9 で触れた多数の鉄道規制法 (所謂 Granger 法) を可決させている。Kintner [1964], ch. 2 を参照のこと。なお、鉄道規制法の内容については、Faulkner [1959], 邦訳, p. 636 に詳しい説明が見られる。

の州憲法の中に同じ目的の条項を織りこんでいた」(Faulkner [1959], 邦訳, pp. 570–1)。しかし、州法には実効上の大きな制約があった。1つは「州で取り扱われた訴訟〔が〕契約履行に関する民事訴訟であ〔ったため、州裁判所〕の違法の宣告〔が〕単に無効(void)……とするに止ま〔り、〕処罰し得べきことを意味し〔なかった〕」(川添 [1949], pp. 30, 32)こと、もう1つは、前述のように、法人設立に係わる手数料収入や税収を目当てに、持株会社を自州に誘致する州が存在したことである。そこで、John Sherman 上院議員(Ohio)が提出した法案に基づき、1890年に連邦法である Sherman 法が制定された。同法により1904年に北東部の鉄道を支配する Northern Securities が、次いで1911年には Standard Oil of N. J. と American Tobacco が有罪判決を受け、解散または分割に処せられた¹³⁾。そして、以後、同法を補足・修正する多くの法律が制定され(Sherman 法を含めて反トラスト法(antitrust laws)と総称される)、公的規制(public regulation)と共に米国の産業政策の礎となっているのである。

6. 付 記

本ノートでは反トラスト法が制定された経緯を概説したが、反トラスト法の規定、その後の反トラスト政策の展開やそれに対する経済学的な研究については、例えば

- ・Bork, R. H. [1978] *The Antitrust Paradox: A Policy at War with Itself*, Basic Books
- ・Hovenkamp, H. [1999] *Federal Antitrust Policy: The Law of Competition and Its Practice*, West Group
- ・村上政博 [1999]『アメリカ独占禁止法』弘文堂
- ・Posner, R. A. [1976] *Antitrust Law: An Economic Perspective*, University of Chicago Press
- ・Waldman, D. and E. J. Jensen [1998] *Industrial Organization: Theory and Practice*, Addison-Wesley
- ・Williamson, O. E. [1987] *Antitrust Economics: Mergers, Contracting, and Strategic Behavior*, Basil Blackwell

を参照して欲しい。

13) 尤も、自動車が生み出した新市場や新たな油田の開発を背景に、「1911年以前〔に既に〕Standard Oil 以外の多数の石油会社が米国最大の企業のなかにはいっていた」(Chandler [1977], 邦訳, p. 610)。他方で、その後、Standard Oil of N. J. の解散手続きを調査した連邦取引委員会(Federal Trade Commission)は「かつての子会社〔で、ガソリンの売買を行う11の企業〕の間に、仮にあったとしても、僅かの競争しか存在していない」ことを発見し、またこの原因として少数の個人の common stockholding に基づく利益共同体(interest community)の形成を挙げている(Jones [1921], pp. 447–52)。Faulkner [1959], 邦訳, pp. 564–5 も参考のこと。ただし、1914年に制定された Clayton 法(第7条)により、競争を減殺するか独占を形成する恐れがある場合には common stockholding は違法とされている。

反トラスト法制定の経緯

付表1 Standard Oil Trust (1888)

	CAPITAL STOCK	STANDARD OIL TRUST OWNERSHIP
NEW YORK STATE:		
Acme Oil Company, manufacturers of petroleum products	\$ 300,000	Entire
Atlas Refining Company, manufacturers of petroleum products	200,000	Entire
American Wick Manufacturing Company, manufacturers of lamp wicks	25,000	Entire
Bush & Denslow Manufacturing Company, manufacturers of petroleum products	300,000	50%
Chesebrough Manufacturing Company, manufacturers of petroleum	500,000	2661-5000
Central Refining Company (Limited), manufacturers of petroleum products	200,000	1-67.2%
Devoe Manufacturing Company, packers, manufacturers of petroleum	300,000	Entire
Empire Refining Company (Limited), manufacturers of petroleum products	100,000	80%
Oswego Manufacturing Company, manufacturers of wood cases	100,000	Entire
Pratt Manufacturing Company, manufacturers of petroleum products	500,000	Entire
Standard Oil Company of New York, manufacturers of petroleum products	5,000,000	Entire
Sone & Fleming Manufacturing Company (Limited), manufacturers of petroleum products	250,000	Entire
Thompson & Bedford Company (Limited), manufacturers of petroleum products	250,000	80%
Vacuum Oil Company, manufacturers of petroleum products	25,000	75%
NEW JERSEY:		
Eagle Oil Company, manufacturers of petroleum products	350,000	Entire
McKigan Oil Company, jobbers of petroleum products	75,000	Entire
Standard Oil Company of New Jersey, manufacturers of petroleum products	3,000,000	Entire
PENNSYLVANIA:		
Acme Oil Company, manufacturers of petroleum products	300,000	Entire
Atlantic Refining Company, manufacturers of petroleum products	400,000	Entire
Galena Oil Works (Limited), manufacturers of petroleum products	150,000	86 1/4%
Imperial Refining Company (Limited), manufacturers of petroleum products	300,000	Entire
Producers' Consolidated Land and Petroleum Company, producers of crude oil	1,000,000	65/132

National Transit Company, transporters of crude oil	25,455,200	94%
Standard Oil Company, manufacturers of petroleum products	400,000	Entire
Signal Oil Works (Limited), manufacturers of petroleum products	100,000	38 3/4%
OHIO:		
Consolidated Tank-Line Company, jobbers of petroleum products	1,000,000	57%
Inland Oil Company, jobbers of petroleum products	50,000	50%
Standard Oil Company, manufacturers of petroleum products	3,500,000	Entire
Solar Refining Company, manufacturers of petroleum products	500,000	Entire
KENTUCKY:		
Standard Oil Company, jobbers of petroleum products	600,000	Entire
MARYLAND:		
Baltimore United Oil Company, manufacturers of petroleum products	600,000	5,059–6,000
WEST VIRGINIA:		
Camden Consolidated Oil Company, manufacturers of petroleum products	200,000	51%
MINNESOTA:		
Standard Oil Company, jobbers of petroleum products	100,000	Entire
Missouri:		
Waters-Pierce Oil Company, jobbers of petroleum products	400,000	50%
MASSACHUSETTS:		
Beacon Oil Company, jobbers of petroleum products	100,000	Entire
Maverick Oil Company, jobbers of petroleum products	100,000	Entire
MAINE:		
Portland Kerosene Oil Company, jobbers of petroleum products	200,000	Entire
IOWA:		
Standard Oil Company, jobbers of petroleum products	600,000	60%
Continental Oil Company, jobbers of petroleum products	300,000	62 1/2%

出所) Jenks and Clark [1929], APPENDIX D-1 (pp. 345–7).

付表 2 SIC: Rates and Rebates

<i>Crude petroleum</i>	<i>Rate per barrel</i>	<i>Rebate per barrel</i>
From any common point (in the oil region)		
To		
Cleveland	\$.80	\$.40
Pittsburgh80	.40
New York	2.56	1.06
<i>Refined petroleum</i>		
Pittsburgh to New York	2.00	.50
Cleveland to New York	2.00	.50

出所) Seager and Gulick [1929], p. 101.

参考文献

- Chandler, A. D., Jr. [1977] *The Visible Hand: The Managerial Revolution in American Business*, Belknap Press of Harvard University Press (鳥羽欽一郎・小林袈裟治訳『経営者の時代(上)(下)』東洋経済新報社, 1979).
- Chernow, R. [1998] *Titan: The Life of John D. Rockefeller, Sr.*, Random House (井上廣美訳『タイタン——ロックフェラー帝国を造った男——(上)(下)』日経BP, 2000).
- Faulkner, H. U. [1959] *American Economic History*, 8th ed., Harper & Row, Publishers (小原敬士訳『アメリカ経済史(上)(下)』至誠堂, 1968-9).
- Jenks, J. W. and W. E. Clark [1917] *The Trust Problem*, 5th ed. Doubleday, Doran & Company (revised ed., [1929], with the collaboration of J. J. Quigley).
- Jones, E. [1921] *The Trust Problem in the United States*, Macmillan.
- 川添利起 [1949]『米国に於ける反トラスト法の研究』最高裁判所事務総局(司法研究報告書, 第1輯, 第5号).
- Kintner, E. W. [1964] *An Antitrust Primer*, Macmillan (有賀美智子監訳『反トラスト法』商事法務研究会, 1968).
- McGee, J. S. [1958] "Predatory Price Cutting: The Standard Oil (N.J.) Case," *Journal of Law and Economics*, Vol.1.
- Seager, H. R. and C. A. Gulick [1929] *Trust and Corporation Problem*, Harper & Brothers (reprinted ed., [1973], Arno Press).
- * * * * *
- U. S. Bureau of Corporations [1906] *Report of the Commissioner of Corporations on Transportation and Freight Rates in Connection with the Oil Industry*, Government Printing Office.
- U. S. Bureau of Corporations [1907] *Report of the Commissioner of Corporations on the Petroleum Industry*, 2 vols., Government Printing Office.